

保護課

1 生活保護業務の実施

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、管内の要保護者について最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため必要な保護を実施している。

その実施にあたっては、要保護者の家庭を訪問し、生活実態の把握及び指導援助を行うことが主な業務であり、必要に応じて関係機関の協力を得て調査を行い、適正な保護の推進に努めている。

生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図ることを目的とする制度であり、我が国における社会制度の根幹をなすものである。

生活保護には、次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で、且つ、生活に困窮する者の必要に応じて医療単給又は併給で適用、適用に当たっては、資産、能力その他のあらゆるものを生活のために活用することが要件とされている。

[保護の種類及び範囲]

生活扶助：食事、衣類、電気、ガス、水道など日常の暮らしに必要な費用

教育扶助：学級費、給食費、学用品、教材費などの教育に関する費用

住宅扶助：家賃、地代及び住宅の補修に必要な費用

医療扶助：病気やけがの治療に必要な医療費

介護扶助：介護サービスを利用するために必要な費用

出産扶助：出産に必要な費用

生業扶助：就職するために必要な費用、技能や技術を身につけるために必要な費用

葬祭扶助：検案、運搬、火葬その他葬祭に必要な費用

自立支援プログラム

ケースワーカーが行なう助言・指導・援助以外に、様々なプログラムや事業を実施し被保護者個々に応じた自立支援に取り組んでいる。

(1) 若年者等自立・就労促進事業

就労可能な者に対し、職業カウンセラーが、個別に就労相談や斡旋等の就労支援を行っている。

(2) 長期入院被保護者社会復帰促進事業

病状的に退院が可能であるにもかかわらず、家族の受入が困難等の理由により長期に入院を余儀なくされている者について、コーディネイトアドバイザーが、関係機関と調整を行い退院を支援する。

(3) その他

・多重債務者生活再建支援プログラム

多重債務を抱える被保護者に対し、弁護士・司法書士を紹介して債務整理を行わせることにより、生活支援をしている。

・特別生活指導等支援事業

警察OBを配置し、警察と連携し暴力団員の排除や粗暴ケース等に対して積極的かつ強力に生活指導を行なっている。

・年金受給資格調査支援事業

社会保険労務士を配置し、ケースワーカーと連携し年金受給資格の調査、年金相談及び年金申請等の支援を行なっている。

2 管内の概況

平成21年10月保健福祉環境事務所が再編され三潞郡大木町が編入となる。平成22年2月に八女郡4町村が八女市に編入合併となり、平成22年2月から三潞郡大木町と八女郡広川町の生活保護業務を管轄している。

管内の保護率は、昭和56年の20.2%をピークに減少していたが、平成11年9月の6.0%を境に微増に転じた。その後、平成17年の8.4%以降は再び減少していたが、平成19年度8.3%以降は再び微増に転じ、近年の経済・雇用情勢の悪化を受け、平成26年3月末現在の保護率は9.6%と増加傾向を示している。

また、世帯類型別で見ると、高齢者世帯、傷病障害者世帯等の要援護世帯の占める割合が高く、保護費の総額に占める医療扶助費の割合も高くなっている。

※ % (パーミル) 千分率 (1‰=0.1%)

3 生活保護の状況

(1) 町村別被保護世帯の推移

年度	平成23年度					平成24年度					平成25年度				
	世帯数	人員	保護率	開始件数	廃止件数	世帯数	人員	保護率	開始件数	廃止件数	世帯数	人員	保護率	開始件数	廃止件数
町村名		人	‰				人	‰				人	‰		
大木町	53	93	6.5	8	4	56	90	6.3	5	4	55	87	5.9	13	12
広川町	174	266	13.1	30	32	168	262	12.9	18	21	163	248	12.4	17	21
合計	227	359	10.4	38	36	224	351	10.2	23	25	218	335	9.7	30	33

(資料 福祉行政報告例)

(2) 世帯類型別被保護世帯数の推移

	被保護世帯数	被保護人員(人)	保護率(‰)	世帯類型別被保護世帯数 ()内は構成比(%)					
				高齢者世帯		母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯
				単身	2人以上				
平成23年度	227	359	10.4	64 (28.2)	6 (2.6)	26 (11.5)	31 (13.7)	53 (23.3)	47 (20.7)
平成24年度	224	351	10.2	69 (30.8)	8 (3.6)	21 (9.3)	27 (12.1)	46 (20.5)	53 (23.7)
平成25年度	218	335	9.7	71 (32.6)	6 (2.7)	19 (8.7)	25 (11.5)	44 (20.2)	53 (24.3)

(資料 福祉行政報告例)

(3) 開始・廃止の理由別件数

ア 開始理由

開始理由	平成23年度	平成24年度	平成25年度
世帯主の傷病	18	10	12
世帯員の傷病			1
働いていた者の死亡・離別・不在	1		
働きによる収入の減少・喪失	2	5	5
年金・仕送り等の減少・喪失	2		3
保護世帯からの分離		1	1
その他	10	4	3
他管内からの転入	5	3	5
合計	38	23	30

(資料 福祉行政報告例)

イ 廃止理由

廃止理由	平成23年度	平成24年度	平成25年度
世帯主の傷病治癒			
世帯員の傷病治癒			
死亡・失踪	7	7	9
働きによる収入の増加・取得	4	1	2
年金・仕送り等の増加・取得	5	4	2
働き手の転入	1		
施設入所			1
他法活用			1
保護世帯への編入			
親類縁者の引取、家族との同居	1	1	
その他	3	2	6
他管内への転出	15	10	12
合計	36	25	33

(資料 福祉行政報告例)